

動物愛護管理法第 12 条第 1 項第 1 号から第 7 号の 2 までに該当しないことを示す書類

申請者 氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

住 所 〒

電話番号

以下の者は、下記事項のいずれにも該当しません。

- 申請者
- 当該法人の役員
- 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則(平成 18 年環境省令第 1 号。以下「環境省令」という。)第 3 条第 6 項に規定する使用人
- 動物取扱責任者

事項
1 精神の機能の障害によりその業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
2 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
3 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和 48 年法律第 105 号。以下「法」という。)第 19 条第 1 項の規定により登録を取り消され、その処分のあつた日から 5 年を経過しない者
4 法第 10 条第 1 項の登録を受けた者で法人であるものが法第 19 条第 1 項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあつた日前 30 日以内にその第一種動物取扱業者の役員であつた者でその処分のあつた日から 5 年を経過しないもの
5 法第 19 条第 1 項の規定により業務の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
5 の 2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
6 法の規定、化製場等に関する法律(昭和 23 年法律第 140 号)第 10 条第 2 号(同法第 9 条第 5 項において準用する同法第 7 条に係る部分に限る。)若しくは第 3 号の規定、外国為替及び外国貿易法(昭和 24 年法律第 228 号)第 69 条の 7 第 1 項第 4 号(動物に係るものに限る。以下この号において同じ。)若しくは第 5 号(動物に係るものに限る。以下この号において同じ。)、第 70 条第 1 項第 36 号(同法第 48 条第 3 項又は第 52 条の規定に基づく命令の規定による承認(動物の輸出又は輸入に係るものに限る。)に係る部分に限る。以下この号において同じ。)若しくは第 72 条第 1 項第 3 号(同法第 69 条の 7 第 1 項第 4 号及び第 5 号に係る部分に限る。)若しくは第 5 号(同法第 70 条第 1 項第 36 号に係る部分に限る。)の規定、狂犬病予防法(昭和 25 年法律第 247 号)第 27 条第 1 号若しくは第 2 号の規定、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成 4 年法律第 75 号)の規定、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成 14 年法律第 88 号)の規定又は特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成 16 年法律第 78 号)の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
7 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
7 の 2 第一種動物取扱業に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者として環境省令*で定める者

備 考

この書類の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

※ 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（抜粋）

第3条

5 法第十二条第一項第七号の二の環境省令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 法第十九条第一項各号のいずれかに該当するとして登録の取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に法第十六条第一項第四号又は第五号の規定による届出をした者（解散又は第一種動物取扱業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で当該届出の日から五年を経過しないもの

二 前号の期間内に法第十六条第一項第二号、第四号又は第五号の規定による届出をした法人（合併解散又は第一種動物取扱業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の役員であつた者であつて、前号に規定する通知があつた日前三十日に当たる日から当該法人の合併、解散又は廃止の日までの間にその地位にあつたもので当該届出の日から五年を経過しないもの